

公 示 日 : 2023 年 6 月 7 日 (水)

調達管理番号 : 23a00222

国 名 : ガーナ

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト (コメ種子生産 2)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : コメ種子生産 2
- (2) 格 付 : 2 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 8 月上旬から 2024 年 3 月上旬
- (2) 業務人月 : 現地 2.33、国内 0.40、合計 2.73
- (3) 業務日数 : 第 1 次 国内準備 3 日、現地業務 35 日
第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 35 日、国内整理 3 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定していません。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 6 月 21 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年6月30日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	コメ種子生産にかかる各種業務
対象国及び類似地域	ガーナ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：黄熱、COVID-19（ワクチン接種証明書）

6. 業務の背景

近年の人口増加、都市化、食習慣の変化によりコメ消費量が急増するガーナでは、国内生産量が消費量に追いついておらず、2020年には国内消費量の32%を輸入米に依存する状況にある（Grain and Feed Annual, U.S. Department of Agriculture, 2020）。食糧安全保障および外貨確保の観点から、コメ自給率向上は同国政府の主要課題の一つとなっており、コメを優先作物の一つと定め、コメ生産性向上等に向

けた取り組みを推進している。

かかる状況の下、JICA は 2016 年から 2021 年にかけて実施した「天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ 2（以下、「天水 2」）」および「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト（以下、「MASAPS-KIS」）」を通じて、ガーナにおけるコメの生産性向上に貢献してきた。これらの我が国協力に対するガーナ政府の評価は高く、2022 年 3 月からはその後継案件として、「稲作生産性向上プロジェクト（以下、GRIP）」を実施中である。食糧農業省（Ministry of Food and Agriculture : MoFA）およびガーナ灌漑開発公社（Ghana Irrigation Development Authority : GIDA）をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、灌漑稲作・天水稲作の双方の更なる技術普及拡大を目指して取り組んでいる。

MASAPS-KIS からポン灌漑地区を中心に認証種子（Certified Seed : CS）の生産を行っているが、上流工程である育種家種子（Breeder Seed : BS）および原原種種子（Foundation Seed : FS）¹における他品種混入が課題となっている。GRIP では、良質な認証種子を使用して効果的にプロジェクト活動を行うため、2022 年 5 月 10 日から 6 月 8 日にかけて短期専門家を派遣し、種子生産体制の強化に向けた対応が提案された。2023 年にはその提案に基づき、作物研究所（Crop Research Institute : CRI）に対して、技術的な支援を行うため、本業務従事者の派遣が決定された。

7. 業務の内容

CRI では主要 3 品種（Gbewaa, Legon Rice1, AGRA）の BS 生産を行っており、GRIP 対象地域の FS 生産に利用されることが想定されている。第 1 次現地業務期間では、2023 年 5 月から 9 月のメジャー期において、出穂後から収穫までの BS 増殖および保存の方法を確認し、異株が多い原因を明らかにする。その対策を CRI に提案するとともに、2023 年 10 月から 2024 年 2 月のマイナー期に向け、BS 増殖の改善案を反映した BS 増殖計画の作成を支援する。

第 2 次現地業務期間では、第 1 次現地業務で作成した BS 増殖計画の実施状況について、GRIP 長期専門家および CRI からの報告をレビューする。また、出穂後から収穫までの期間で系統ごとに管理し均一性が確保されているか、モニタリングを支援するとともに、種子生産にかかるガイドラインの作成を支援する。

¹ BS は育種家によって厳密な品質管理下で増殖され、品種の維持と FS 生産に使用される。BS から品種特性を保ちながら試験圃場で増殖されたものが FS であり、農家が安心して使用できるようにするため FS を圃場で更に増殖し、国が定める栽培方法・夾雑物混入や発芽率などの基準を満たして優良と認められたものが CS と呼ばれる。

- (1) 国内準備期間（2023年8月上旬）
- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー関連報告書、ガーナ政府作成の関連報告書、学術論文等から、ガーナにおける種子生産の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた同分野の協力概要と先行プロジェクトで作成されたガイドラインおよび研修教材を把握する。
 - ② 2022年5月に派遣されたコメ種子生産短期専門家の報告書をレビューし、JICA 経済開発部、ガーナ事務所および GRIP 専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ 全体の業務計画書（英文）を作成し JICA 経済開発部へ提出する。
- (2) 第1次現地業務期間（2023年8月中旬～9月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、MoFA 作物サービス局 (Directorate of Crop Services : DCS) および GIDA に業務計画書を提出し、業務計画の説明を行う。
 - ② GRIP 長期専門家の報告をレビューし、CRI により行われた BS 増殖の活動を以下の観点から分析する。
 - ア) 前作の採種法を確認する（系統から選抜個体ごとに採種したか）
 - イ) 今作の播種法を確認する（前作で個体ごとに採種した種子を混ぜることなく、それぞれ個別系統として播種したか、また系統ごとに間違いなく移植したか）
 - ③ CRI で行われている BS 増殖方法について、登熟期以降に下記の点について現地確認を行う。
 - ア) 生育調査で系統ごとの形質の揃い（系統群内系統間、系統内個体間では差がないか）を確認する。
 - イ) 個体選抜の方法（どのように系統選抜、個体選抜をしているか）を確認する。
 - ウ) 選抜個体からの種子の保存方法を確認する。
 - ④ 上記活動を踏まえ CRI 育種家への助言・指導を行うとともに技術的な改善策を提案し、次期作の増殖計画の作成を支援する。
 - ⑤ CRI における種子生産関連の機材などの点検を行うとともに必要機材の提案を行う。
 - ⑥ 灌漑地区における FS および CS 生産の進捗を確認するとともに改善点を指導する。
 - ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関、JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所および GRIP 専門家に提出・報告する。

- ⑧ 次回派遣期間の活動計画等について、JICA ガーナ事務所および GRIP 専門家と打ち合わせを行う。
- (3) 第2次国内準備期間 (2023年12月下旬～2024年1月上旬)
- 第1次現地業務の結果を踏まえ、ガーナ事務所および GRIP 専門家と連絡・調整の上、必要に応じて第2次現地業務の計画を修正し、JICA 経済開発部へ提出する。
- (4) 第2次現地業務期間 (2024年1月中旬～2月中旬)
- ① 現地業務開始時に、JICA ガーナ事務所、および C/P 機関に対して業務計画の説明を行う。
 - ② 第1次業務期間で策定された BS 増殖・保存の改善計画について、CRI の実施状況を確認するとともに、改善点について助言・指導を行う。
 - ③ CRI で行われている登熟期以降の BS 増殖方法について、以下の観点から現地確認を行うとともに改善点について助言・指導を行う。
 - ア) 系統ごとの形質の揃い
(系統群内系統間、系統内個体間では差がないか)
 - イ) 個体選抜の方法 (どのように系統選抜、個体選抜をしているか)。
 - ウ) 選抜個体からの種子の保存方法
 - ④ 上記の活動を踏まえ、BS 生産ガイドラインの作成を支援する。
 - ⑤ 灌漑地区における FS および CS 生産の状況を確認するとともに、改善点を指導する。
 - ⑥ DCS および GIDA を中心としたコメ種子関連ステークホルダーを対象に、業務内容に関する報告会を開催する。
 - ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書 (英文) を作成し、C/P 機関、JICA ガーナ事務所および GRIP 専門家に提出・報告する。
- (5) 第2次国内整理期間 (2024年2月中旬～2月下旬)
- 専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、JICA 経済開発部に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) 業務計画書 (英文・全体及び各現地業務期間時)
- 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。英文で作成し、JICA 経済開発部、JICA

ガーナ事務所、GRIP 専門家および C/P 機関へ電子データをそれぞれ提出する。

(2) 現地業務結果報告書

現地派遣期間中に実施した業務内容を関係者に報告するために作成。英文で作成し、JICA 経済開発部、JICA ガーナ事務所、GRIP 専門家および C/P 機関へ電子データをそれぞれ提出する。

(3) 専門家業務完了報告書（和文）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書を作成。和文で作成し、JICA 経済開発部へ電子データを提出する。

専門家業務完了報告書の提出期限は 2024 年 2 月 21 日（水）とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇄ドバイ⇄アクラを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

以下の通り予定していますが、C/P 機関の業務進捗状況により前後する可能性があります。第 2 次現地業務期間については、必要に応じて第 1 次現地業務時に提案してください。2023 年 5 月 1 日現在、現地到着時の隔離は不要です。

第 1 次現地業務期間：2023 年 8 月 19 日～2023 年 9 月 22 日

第 2 次現地業務期間：2024 年 1 月 11 日～2024 年 2 月 14 日

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー／稲作技術（長期派遣専門家）
- イ) 水利組合支援（長期派遣専門家）
- ウ) コメセクター／稲作政策（長期派遣専門家）
- エ) 農業普及（長期派遣専門家）
- オ) 業務調整／研修管理（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：
 - プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジを行う。
- カ) 執務スペースの提供：
 - GIDA 本部及び CRI 事務所における執務スペース提供

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
- ・「ガーナ稲作生産性向上プロジェクト（GRIP）」R/D(写)
 - ・「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト」短期専門家（種子生産・試験監理）業務報告書
 - ・「ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト（コメ種子生産）」専門家業務完了報告書
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
 - 「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上